

三河国吉田城の受け取り（宝永3年）と引き渡し（正徳2年）について

白 峰 旬

1. はじめに

大名居城の受け取り・引き渡しは、大名改易に伴うケースと、単なる通常の転封の際の城主（大名家）の交代によるケースに大別されるが、研究史的に見ると、特に通常の転封に際しての城受け取り・引き渡しに関する事例研究は少ないと言わざるを得ない⁽¹⁾。よって、具体的事例を検討する意味で、本稿では、転封の際の城主交代の事例として、宝永3年（1706）の三河国吉田城⁽²⁾受け取りのケースと、正徳2年（1712）の同城引き渡しのケースを扱うこととする。

これは、宝永2年にそれまで下総国関宿城主だった牧野家が転封により三河国吉田城主になり、7年後の正徳2年に転封によって日向国延岡城主として転出した際の同城受け取り、及び、引き渡しの事例である。この2つのケースは年次が近接していることと、牧野家という同一大名の城受け取り・引き渡しであることから、両ケースを総合的に検討することにより、宝永～正徳期における城受け取り・引き渡しの時代的特徴を看取できると考えられる。

2. 宝永3年の吉田城受け取りの具体的プロセス

以下、「吉田御請取覚書」⁽³⁾の内容をもとに、時系列的に吉田城受け取りの具体的プロセスについて記すこととする。

【宝永2年10月晦日】

下総国関宿城主牧野成春は、7000石加増されて合計8万石にて三河国吉田への転封を命じられた。

【宝永3年1月22日】（以下、【 】内の宝永3年の記載箇所については年次を省略する）

吉田城引き渡しの上使として、使番松平定盈^{さだみち}（藤十郎）と書院番大久保忠義（市郎右衛門）が任命された⁽⁴⁾。

【1月下旬～2月中旬か？】

3月4日が吉田城引き渡しの期日として決定した。申し合わせのため、先に吉田へ派遣される牧野家家臣の書付を、前吉田城主久世重之の家臣に江戸において遣わした。そして、先に吉田へ派遣される牧野家家臣が吉田へ到着次第に、久世重之の家臣と対談し、武

具帳・郷村帳・寺社帳・町方帳・屋敷帳・城米帳等を内渡しする予定である旨を江戸において久世重之の家臣と申し合わせた。江戸において、牧野家家中では、吉田への道中に關する諸注意を記した14ヶ条の「条々」が出された。この「条々」には、城受け取りの際に、大手において下馬し整列して、家老の指図次第に城内へ入ることや、その時、目付が見回って下々まで作法をよくするように申し付けること、とする条項も含まれている。

【2月19日】

先に吉田へ派遣される牧野家家臣が江戸を発足した。

【2月25日】

牧野家家臣が吉田へ到着したので、即刻、江戸へ注進状を遣わした。そして、久世重之の家臣に吉田到着を知らせ、翌日、牧野・久世両家の家臣が会うことになった。吉田の町間屋・年寄共へは久世家の家臣が（今回の転封に際して）大勢発足することになるので人馬には念を入れるように指示した。

【2月26日】

牧野・久世両家の家臣が会って、事前に江戸において双方が申し合わせた書付の内容をあらまし確認し、そのほか聞き合わせたことを相談した。そして、上使が来た時に出す料理をつくる予定の呉服町の又八宅を見分した。また、吉田町の高札（大橋脇に立てられている忠孝など8枚の高札）を清須屋与右衛門へ預け、高札場の鉄物等を与右衛門へ申し付けたが、これは、3月4日（吉田城引き渡しの予定日）の朝に上使が入城してすぐに久世重之の高札と（牧野成春の高札）を立て替える予定であったためである。

【2月27日】

牧野・久世両家の家臣が会い、①上使への接待（「御馳走」）のため、（牧野家の）台所役人が二の丸の御料理所を内見分すること、②本丸・二の丸を受け取るにあたり、（牧野家の）役人が内見分すること、の2点が協議された。この2点については、江戸での事前の協議でも（久世家側に）拒否され、この日も、前回の「御城交代」の時⁽⁵⁾には城受け取り方の（久世家の）役人は内見分をしなかった、との理由で拒否された。つまり、内見分についての先例がないことが、久世家側が拒否する理由になっている。ただし、3月3日（城引き渡しの前日）の夜に、（翌日）上使への接待を担当する（牧野家の）料理方役人が城に来ることは申し合わせにより了解された。

【2月29日】

江戸を同月23日に出立した戸倉甚五左衛門以下の行列（牧野家家臣）が吉田へ到着した。これらの総人数は29日当日の夕飯から翌3月朔日の朝までは旅籠にいて、朔日の夕飯から木賃宿に移った（これ以後に段々と引っ越してくる者も同様である）。

大手より西方は、城を引き渡す方（久世家）の人数の町宿とし、大手より東方は城を受け取る方（牧野家）の人数の町宿として、それぞれ所在した。これ以前の小笠原長重の「御交代」の時⁽⁶⁾も町宿を（城の受け取り方と引き渡し方で）東西に分けたので、久世家の家臣はこのように宿割をおこなった。

【3月2日】⁽⁷⁾

八つ時（午後2時頃）に上使兩名（松平定盈、大久保忠義）が吉田へ到着し、松平定盈は清須屋与右衛門に、大久保忠義は江戸屋新右衛門に宿をとった。牧野・久世両家の家臣が上使への御機嫌伺いに参上した。七つ時（午後4時頃）に松平定盈から牧野・久世両家の家臣が2名ずつ来るように呼び出しがあったので参上したところ、（江戸から）持参してきた高札を渡された。そして、上使兩名が列座する中で書付1通が渡された。この書付は、上使兩名が連署した3月2日付の3ヶ条の「覚」であり、内容としては、①明日3日は城内外を見分するが、その終了後は内受け取り（「内請取」）をしても支障はないので（牧野家・久世両家の間で）相対でおこなうべきこと、②火の元に注意すること、③（城の）引き渡し当日の朝の人数立てについては、（牧野家・久世家）双方で相談すること、というものであった。この書付を渡したあと、上使より口頭にて、城引き渡しの際に城において接待（「御馳走」）は必ず無用である旨を家老へ言うように指示された。

上使から渡された高札は、久世家の手で2日の七つ半時（午後5時頃）過ぎに高札場の前に立てられ、翌3日早朝（夕方カ）の七つ時^(マ マ)(⁸)（午前4時頃。夕方であれば午後4時頃）前に撤去された。この高札は、上使兩名の連署による宝永3年3月付の9ヶ条の「条々」であり、喧嘩・口論の禁止、竹木伐採の禁止などの条項が規定されていた。

【3月3日】

上使より呼び出しがあり、牧野・久世両家の家臣が参上したところ、書付2通を渡された。この書付は、いずれも上使兩名が連署した3月3日付の「覚」である。1通は、城引き渡しについて明朝（3月4日朝）の明け六つ（午前6時頃）過ぎに（上使）兩人が出て（上使の監督下で城を）引き渡すように定めた1ヶ条の書付である。他の1通は、①城の引き渡しが済むと、江戸へ注進状を遣わすので、上使の松平定盈の旅宿へ、城を受け取った方（牧野家）が人を寄越すこと、②宿継証文を添えて（上使より老中へ出す）状箱を、（上使から牧野家が）受け取ったという証文について（上使の方で）保管しておくので、案文の通りに事前に（宿継証文と状箱を受け取ったという証文を）記しておき、城を受け取った方（牧野家）が（上使へこの証文を）持参すること、を指示した2ヶ条の書付である。

この日、上使が吉田城の見分をおこなった。この見分終了後、夜に牧野家家臣が久世家家臣から、武具馬具帳・城米帳・郷村寺社町方家中屋敷帳・威鉄砲帳についての内受け取りがおこなわれた。このうち、久世家家臣は武具帳を2冊持参し、その中の1冊には、武具を受け取ったという旨の奥書が記されていて、そこに牧野家家臣が判形をして久世家家臣へ渡した。これは翌4日におこなう城受け取りへ向けた準備のためであった。

翌日の城受け取りの（牧野家の）人数は、上使が入城したあとに続いて入ることになるが、この時、上使の御意を受けてから入城するので、（前日の）3日の暮六つ（午後6時頃）過ぎに松平定盈のところへ牧野家家臣が行き、明日の入城の際に上使の指図によって入りたいので、その時、（指図を伝える）使者を出してほしい旨を願い出て了解された。

明日4日の「御城御交代」について、城受け取り方の勤方・役割が書付によって（牧野家家臣に対して）申し渡された。

また、回状（6ヶ条の一つ書）によって、牧野家家臣に対して翌日の城受け取りの心得が触れられた。具体的には、①明日4日の明け六つ時（午前6時頃）に城を受け取る、②夜の八つ半時（午前3時頃）に、一番拍子木にて支度をして、二番拍子木にて各自が宿前に出て、三番拍子木にて出足すること、③馬は引かせて、歩行にて大手まで「順之通」りに揃って行くこと、④行列は御定めのように、目付と徒目付が指図するので、下々まで不作法なく下知を守るように、組支配及び召使の者まで堅く申し付けるべきこと、⑤各自同勢は（すべて）大手外まで召し連れる場所もないので、各自、宿の前に残しておくこと（城まで召し連れる供回りの内訳は以前に書付として渡している）、⑥上使が帰る時には、諸番人が下座し、久世家の家老が帰る時には諸番人は以前に申し渡した通りに挨拶するように心得ること、というもので、城受け取り当日の詳細な規定であることがわかる。

そのほか、この日の夜九つ（午前0時頃）前に、上使の接待のための御料理方29名が牧野家より久世家の了解のもと、二の丸の御台所へ遣わされた。

【3月4日】

この日の未明に、城受け取り方の人数（牧野家）が吉田町内の宿より出足し、六つ時（午前6時頃）には人数が揃った旨を牧野・久世両家から使者を上使の旅宿へ出して報告した。六つ時過ぎに上使が通った時には惣人数が下座した。上使が入城すると、早速上使より牧野家に使者が来て、惣人数を城へ引き入れ（久世家の人数と）所々入れ替わるように指示があった。

かねて申し合わせた通り、久世家の家臣が大手の柵門で待機して、受け取り方（牧野家）の者へ案内の足軽を付けた。そして、牧野家家臣がすぐに本丸へ行き、久世家の家臣と対談して、古来より御殿付の道具はないのかという点と、御殿の「漏」（雨漏りの意味か？）がないようにする修復はなかったと聞いているがそれについての点を尋ねたところ、御殿付の道具はなく、御殿の屋根は「損次第」にして修復していないとの返答を得た。これは、（久世重之の前の吉田城主である）小笠原長重より城を受け取った時もこのように申し伝えられた、とのことであった。

牧野家家臣は本丸を受け取り番人を置いて二の丸へ行き、二の丸（御殿）で上使に会い久世家の家臣とも対談した。そして、久世家の家臣より城米書付と郷村帳を受け取り、久世家の家臣に対して宝永3年3月4日付の城米受け取り証文を出した。この城米受け取り証文には、米1800石（俵数にして4864俵3斗2升〔1俵＝3斗7升入り〕）が城米蔵「四戸前」（4棟という意味か？）に入れてあったことが記されている⁽⁹⁾。

引き渡し方と受け取り方の（上使への）注進は、牧野・久世両家より上使へ申し上げ、久世家の家臣に（上使より）御暇が下されて退出した。

この日の六つ半時（午前7時頃）に（城の受け取り終了後、牧野家より）上使に対して二の丸において御料理を出した。この時、上使2名より牧野家の家老・番頭まで5名へ盃が下された。同日の朝、上使の家臣（松平定盈…侍から足軽まで16名、中間30名、大久保忠義…侍から足軽まで22名、中間28名の合計96名）にも旅宿にて仕出し料理が出された。

五つ時（午前8時頃）、上使が退出した。その後、松平定盈の旅宿へ牧野家家臣が行き、

上使より（老中へ出す）注進状と宿継証文を受け取り、問屋与右衛門へ渡した。この時、上使の家臣へ、老中へ出す御注進箱1つと宿継証文1通を受け取り、早速、宿継にて江戸へ遣わす旨の証文を提出している。

上使より牧野成春宛の書状2通（城の受け取り完了を伝える内容と推測される）が牧野家家臣から江戸へ遣わされた。そして、上使が（城から）退出後、即刻、城の引き渡しが出来た旨の牧野家家臣からの注進状が町飛脚により江戸上屋敷へ遣わされた。

四つ時（午前10時頃）過ぎに、上使が吉田を発駕した。引き渡し終了後、家老・番頭まで大手近辺にて仮移りの屋敷に札を打ち、その家臣を早速入れた。上使の見送りに行っていた町奉行が二の丸に帰ると、諸番所の番人が引き取った。武具帳（城付武具のことか？）・郷村帳・城米帳・寺社帳・屋敷帳、そのほか、^{かざ}鎔箱が二の丸（御殿）の御広間に置かれた。同日の晩に牧野家家臣が二の丸（御殿）に集まり、祝儀の吸物が出され、久世重之が置いていった樽と肴を開いてこれも下された。

この日、大手の高札を久世家の高札から牧野家の高札に立て替えた。それ以外の町や在方の高札は追々立て替えることになった。

大手口・曲尺手口・本町口以外の諸門は当分通行を禁止し、これら3ヶ所の門も他所の者や用事がない者は当分通行することを禁じた。大手門は牧野家家臣が当分一人で泊番をおこない、曲尺手口・本町口は足軽・小頭が一人ずつ泊番をおこなった。また、町人や百姓は城内へ用事がなければ、無断に出入りすることを禁止する旨の触を出した。

【3月5日】

家臣の妻子がこの日より段々と吉田に到着した。3月5日付で、近隣の5ヶ所の藩（浜松・岡崎・田原・刈谷・西尾）の家老へ宛てて、昨日城地を受け取ったことを報告した挨拶状が出されたが、これは牧野成春の命を受ける形で家臣名で出されたものであった。

以上のように、宝永2年10月の転封決定から同3年3月の吉田城受け取りまでの具体的

《表1》

宝永3年の吉田城受け取りのプロセス

【宝永2年】	
10月晦日	下総国関宿城主牧野成春に対して、三河国吉田への転封が命じられる。
【宝永3年】	
1月22日	使番松平定盈と書院番大久保忠義が吉田城受け取りの幕府上使に任命される。
1月下旬～2月中旬か	3月4日が吉田城引き渡しの期日として決定した。
3月2日	上使2名が吉田へ到着した。上使から渡された高札を久世家側の手で高札場の前に立てる。
3月3日	上使が吉田城の見分をおこなう。上使の見分終了後、牧野家家臣が久世家家臣から諸帳面についての内受け取りがおこなわれた。
3月4日	吉田城の受け取りをおこなう。六つ時（午前6時頃）過ぎに上使が入城し、城受け取り終了後、牧野家より、六つ半時（午前7時頃）に上使に対して御料理を出した。五つ時（午前8時頃）に上使が退出した。その後、上使より老中へ注進状を出す。牧野家家臣が注進状を江戸上屋敷へ出す。四つ時（午前10時頃）過ぎに上使が吉田を発駕した。
3月5日	近隣の5ヶ所の藩（浜松・岡崎・田原・刈谷・西尾）の家老へ宛てて、昨日城地を受け取ったことを報告した挨拶状を出す。

プロセスを知ることができる（プロセスの概略は表1としてまとめた）。

3. 正徳2年の吉田城引き渡しの具体的プロセス

以下、「吉田城引渡前後覚留之書抜」⁽¹⁰⁾の内容をもとに、時系列的に吉田城引き渡しの具体的プロセスについて記すこととする。

【正徳2年7月12日】（以下、【 】内の正徳2年の記載箇所については年次を省略する）

三河国吉田城主牧野成央は日向延岡への転封を命じられた。

【7月16日】

牧野家家臣（下目付以上）が、吉田城二の丸（御殿）に集められ、転封のことが申し渡された。転封につき、吉田城の諸城門の出入りを特に念入りにした。「引渡普請」（城引き渡しにあたっての普請という意味か？）のほか、引き渡し物品の吟味や諸門の畳替えもおこなわれた。

【7月27日】

城絵図・御守殿絵図（御殿とは意味的に異なると思われる）・二の丸御屋形絵図など各1枚のほか、久世重之より吉田城を受け取った際の「置附諸道具」の覚書1冊が完成した。

【8月1日】

7月25日に吉田城引き渡しの上使として使番倉橋久富（内匠）と書院番丹羽正道（小左衛門）が任命されたことが、この日、江戸より吉田へ伝えられた。

【8月7日】

江戸において、上使の倉橋久富より城引き渡しの期日に関する指示が出された。この指示は、上使両名が連署した8月7日付の1ヶ条の「覚」によってなされ、吉田城引き渡しの期日について、新しく吉田城主になる松平信祝の家臣と申し合わせて、支障がない日を2、3日程書き付け、事前に提出するように指示し、そのうえで決定した日付を申し渡す、というものであった。

このほか、上使両名が連署した8月7日付の15ヶ条の「覚」も出された⁽¹¹⁾。この「覚」には、城絵図2枚の提出指示や、城付武具・諸道具、城米の書付についての提出指示など、上使からの15項目の質問・請求項目が記載されている（詳細については表2参照）。また、同日付と推測される14ヶ条の「覚」は、その内容からすると城絵図（城下まで含めた絵図の可能性もある）に書き込むべき指示項目を示すと思われる、櫓数、門数、井戸数のほか、本丸御殿跡の坪数などの（書き込みに関する）指示が出されている。さらに、「城絵図」と記載された9ヶ条の指示項目も同様に城絵図に書き込むべき指示項目と思われる⁽¹²⁾。

【10月15日】

牧野成央は、来月（11月）2日に吉田城と延岡城の引き渡し・受け取りの予定でよいのか、或いは差し控えるべきなのかという内容の10月15日付の書付を老中阿部正喬に提出した。その返答は付札でなされ、月番老中へも相談したところ、来月2日に引き渡す予定であるので、そのように心得るように指図された。この場合の背景を推測すると、前日の10

《表2》

正徳2年8月7日に上使倉橋久富から出された質問・請求項目

★	1.	城絵図2枚（注1）→提出を指示
★	2.	城付武具・諸道具、城米の書付→堅紙で年号月日を記載し、武具帳と城米帳を2冊ずつ合計4冊の提出を指示
★	3.	今切関所（新居関所）ほかの関所、自分の関所番、御留番所等の有無→質問 吉田より近辺の城下への道法→質問
★	4.	侍屋敷、足軽屋敷の数の書付→提出を指示
	5.	山林竹木→荒れないように申し付けるよう指示
★	6.	御預け人の有無、公儀の囚人・牢舎の者の有無→質問
★	7.	御朱印地の寺社、除地の寺社の書付→提出を指示
★	8.	キリシタン類族の有無→質問
★	9.	城引き渡しの役人の名前の書付→提出を指示
★	10.	城中の番所等の交代の人数、武具の員数の書付→提出を指示
★	11.	御親類中への分知の有無→質問
★	12.	江戸より吉田までの道法・宿付→質問
★	13.	吉田領での三年の物成平均・浮所務等の書付→提出を指示
	14.	吉田領での舟付湊の有無→質問
★	15.	上使2人の吉田逗留中の旅宿は、両人が程近くしてほしいので、（江戸の）発足前に承りたい。 （城引き渡し終了後は）早速に（江戸へ）帰るので軽微な（宿を）申し付けてほしい。

★…天保7年の浜田城引き渡しの際に上使から出された質問・請求項目と同じ項目（拙稿「天保7年の石見国浜田城引き渡しについて」（『別府大学大学院紀要』8号、別府大学、2006年）。
（注1）城絵図2枚というのは、天保7年の浜田城引き渡しの際に上使から出された質問・請求項目の内容を参考にすると、控絵図を含めて2枚という意味であると推測できる。

月14日に6代将軍徳川家宣が死去したため、吉田城の引き渡しが延期するか否かを問い合わせたのであろう。

【10月27日、或いは28日か？】

吉田城引き渡しの期日が近付いたので、近隣の諸藩へ牧野家の家老より、来月2日に吉田城地を（新しい城主である）松平信祝の家老へ引き渡す旨の挨拶状を出した。

【10月晦日】

この日、上使が吉田へ到着し、到着以後、牧野家の家老・用人・番頭が御機嫌伺いのために参上した。代官の鈴木正興（小右衛門）も、この日に吉田へ到着し、牧野家の家老が（挨拶のために）参上した。上使から高札を渡されたが、この高札は、上使兩名の連署による正徳2年11月の9ヶ条の「条々」であり、前述の宝永3年の吉田城受け取りの時に上使から出された高札の文言とほぼ同文である。高札が立てられた場所には町同心2名などが昼夜交代で番人として見張りをおこなった。

【11月1日】

この日は上使による吉田城の内見分がおこなわれた。牧野家家中では、上使が入城して、五時半時（午前9時頃）に接待（「御馳走」）をおこなうことが予定され、担当の家臣は明け六つ時（午前6時頃）に担当場所に揃うように触が事前に出された。

上使は、本丸の御守殿、武具を入れた多門、三階櫓⁽¹³⁾、（本丸の）御殿を解体した古道具⁽¹⁴⁾を見分したあと、二の丸へ行き、二の丸御殿の大書院に着座して番頭以上の牧野家家臣の挨拶を受けた。それから五千俵蔵（城米蔵のことを指すと思われる）の「一戸前」（一

棟という意味か?)を見分し、内天王口門も見分したあと、三の丸大手へ出て、外天王口の鈴木正興の旅宿を見舞ったのちに帰った。

上使が吉田城の内見分をおこなっている間、両上使の家臣が、牧野家家臣の屋敷3軒を見分した。上使の内見分終了後、見分が首尾よく済んだことの御届けのため、牧野家の家老と番頭が上使の旅宿へ参上した。上使の倉橋久富の旅宿では代官の鈴木正興も同席した。この時、上使両名が連署した11月朔日付の3ヶ条の書付1通が渡された。その内容としては、①城中の掃除等は念を入れて、「残所」がないようにすること、②城の受け取り・引き渡しについては、明朝六つ時(午前6時頃)過ぎに(上使が)出て行く予定なので、(牧野家・松平家)双方の人数が準備が出来たならば、(上使へ)知らせるようにすること、③城の引き渡しが終了すれば、注進状を松平信祝の家臣へ渡すこと(松平信祝の家臣は「所不案内」なので相談すること)、という指示であった。内見分が終了して上使が帰ったあと、それ以前に上使から渡された高札をはずして、倉橋久富の家臣に返却した。

この日、内見分が終了して、七つ(午後4時頃)過ぎに牧野家家臣から松平家家臣へ諸帳面の内渡しがおこなわれ、諸事の申し合わせが済んだ。この諸帳面の中には、御勝手向所々置道具帳、城内所々鑑帳なども含まれていた(ただし、鑑は城引き渡し当日に渡すことになった)。武具蔵・塩硝蔵置附帳面は2冊作成され、1冊は松平家家臣に渡し、残りの1冊には置附武具を受け取った旨の松平家家臣による奥書と印形を(城引き渡し当日に松平家家臣より牧野家側が)取り、城引き渡し当日に帳面の通りに(武具を)渡すことになった。城米勘定帳と証文は牧野家・松平家双方の家老が(城引き渡し当日に)取り替えることが申し合わされた。城米の内渡しについて、立ち会って封印することも申し合わされた。そのほか、普請小屋引き渡しのことについても申し合わされた。

「御穩便之節」(10月14日に6代将軍徳川家宣が死去したことを指すか?)であるため、上使へ料理を出さないことになったので、受け取り方(松平家)の勝手役人が事前に(準備のため)城へ入ることは取り止めになった。

【11月2日】

この日には城引き渡しがおこなわれた。まず、諸番所・諸役所の引き渡しが済み、引き渡した惣人数が、本町口御門から出て町宅へ行った。そして、早速に道中支度をして各自旅宿前にて「行列之案内」を待つことになった。この引き渡し終了を受けて、牧野家・松平家双方の家臣が申し合わせて、引き渡しが終了したことを上使に申し上げた。

上使の入城後に受け取り方(松平家)の人数が城内へ入るように申し合わせており、上使は(引き渡し終了の知らせを受けて)六つ半頃(午前7時頃)に入城した。この時、上使は大手門から入城し、二の丸御殿に入った。同様に代官の鈴木正興も入城し、二の丸御殿に入った。そして、松平家の家老が上使のあとから入城した。その後、上使の倉橋久富より、受け取り方(松平家)の人数が入城して諸番所を受け取るように指図が出たので、受け取り方人数が大手門より城内に入った。

二の丸御殿の御広間に詰めた家臣が城米証文の(双方)家老間での取り替えの際に取り扱いをおこなった。御広間に詰めた(牧野家の)武具役人が武具方の鑑とその帳面などを

（渡して、受け取りの旨の）松平家家臣（武具役）からの印形を取った。家中屋敷の鑑箱、城米蔵の鑑も（牧野家家臣から松平家家臣へ）渡された。

高札6枚の引き渡しもおこなわれたが、大手の高札は（牧野家から松平家に）名前だけを書き替える予定でそのまま引き渡された。

この日の五つ時（午前8時頃）過ぎに諸役所の引き渡しがすべて終了した旨を牧野家・松平家双方の目付が家老に注進した。そのあと、双方の家老が上使の御前へ出て、諸番所の引き渡し・受け取りが終了したことを申し上げると、上使の御前に牧野家家臣を呼び、引き渡しが済んで（牧野家の）人数はすべて（城内から）城外へ出たのか、と尋ねられたので、諸番所を引き渡した（牧野家の）者は下々に至るまで1人も残らず（城内から）城下へ出た旨を申し上げた。そのうえで、（上使と対応している残りの）牧野家家臣に対して退散するように指示されたので、（牧野家の）家老などが退出した。

城の引き渡しが済むと、以前に記しておいた（牧野家の）江戸屋敷への注進状に時刻の記載（「刻限付」）をして足軽2人に飛脚を申し付けた。これは松平家の江戸屋敷への注進状の飛脚と申し合わせて遣わした。上使から月番老中へ出す注進状の宿継飛脚は、かねて申し付けておいた御状箱に入れて遣わした。

城の引き渡しを終了したことの届けとして、牧野家家臣が両上使の旅宿へ参上し、城引き渡しが首尾よく済んだので引き渡し方（牧野家）の人数を召し連れて、只今当地（吉田）を発足することを口上にて届け出た。

以上のように、正徳2年7月の転封決定から同年11月の吉田城引き渡しまでの具体的プ

《表3》
正徳2年の吉田城引き渡しのプロセス

【正徳2年】	
7月12日	三河国吉田城主牧野成央に対して、日向国延岡への転封が命じられる。
7月25日	使番倉橋久富と書院番丹羽正道が吉田城引き渡しの幕府上使に任命される。
8月7日	江戸において上使より城引き渡しの期日に関する指示が出された。
10月27日頃	来月（11月）2日に吉田城地を松平信祝の家老へ引き渡す旨の挨拶状を近隣の諸藩へ出す。
10月晦日	上使が吉田へ到着した。代官鈴木正興も吉田へ到着した。上使から高札を渡されて高札を立てる。
11月1日	上使が吉田城の内見分をおこなう。上使の内見分の終了後、高札をはずして上使に返却した。上使の内見分の終了後、牧野家家臣から松平家家臣へ諸帳面の内渡しがおこなわれた。
11月2日	吉田城の引き渡しをおこなう。上使は六つ半頃（午前7時頃）に入城した。代官鈴木正興も入城した。五つ時（午前8時頃）過ぎに引き渡しが終了した。引き渡し終了後、注進状を江戸屋敷へ出す。上使より月番老中へ注進状を宿継飛脚にて出す。牧野家家臣が吉田を発足した。

ロセスを知ることができる（プロセスの概略は表3としてまとめた）。

4. 吉田城受け取り、及び、引き渡しに関する諸点の考察

上記で提示した「吉田御請取覚書」、「吉田城引渡前後覚留之書抜」という史料はいずれ

も、牧野家の藩政史料であり、吉田城受け取り、及び、引き渡しのプロセスを具体的に記録する目的で編纂されたと思われる。譜代大名は転封を繰り返すケースが多く、牧野家の場合も、江戸時代を通して、下総国関宿（天和3年〔1683〕～宝永2年）→三河国吉田（宝永2年～正徳2年）→日向国延岡（正徳2年～延享4年〔1747〕）→常陸国笠間（延享4年～慶応3年〔1867〕）というように転封を繰り返しているため、今後のためにも城受け取り・引き渡しの具体的プロセスを公式に記録しておく必要があったと思われる。

本稿で扱った宝永3年の吉田城受け取りは牧野家が旧城主側（久世家）から城を受け取る立場であり、正徳2年の吉田城引き渡しは牧野家が新城主側（松平家）へ城を引き渡す立場であった。いずれのケースも譜代大名同士の城受け取り・引き渡しであったが、両ケースに共通するのは、城主である大名自身は江戸にいて城受け取り・引き渡しの現場には立ち会っていない、という点である。新旧の城主が不在のまま城受け取り・引き渡しをおこなう、ということは一見奇異な感じを受けるが、幕府から派遣された上使の監督のもとに新旧両家の家臣が城受け取り・引き渡しの実務を担当する、という構図からすると、城主不在でも不都合はないということになる。つまり、上使の方が城主よりもランクとしては上になるわけで、城は大名の私物ではなく、当座に城を将軍から預かっているという認識からすると、城主不在の状況下で城受け取り・引き渡しをおこなうことに支障はない、という解釈が成り立つ。なお、大名自身は江戸にいて、城受け取り・引き渡しの現場に来ないケースは、天保7年（1836）の石見国浜田城引き渡し、陸奥国棚倉城受け取りでも同様である⁽¹⁵⁾。

本稿の検討からわかるように、転封決定の日付と実際の城受け取り・引き渡しの日付の間に数ヶ月のタイムラグがある点は注意が必要である。例えば、宝永3年の吉田城受け取りでは、転封の決定が宝永2年10月晦日であり、城受け取りが翌年の同3年3月4日であるから、中4ヶ月のブランクがある。また、正徳2年の吉田城引き渡しでは、転封の決定が正徳2年7月12日であり、城引き渡しが同年11月2日であるから、中3ヶ月のブランクがある。このように、転封が決定して即座に城受け取り・引き渡しがおこなわれたわけではなく、数ヶ月のブランクの期間は、依然として旧城主が実効支配をしていたということになる⁽¹⁶⁾。そして、城受け取り・引き渡しの日を境に完全に旧城主（旧藩主）と新城主（新藩主）の大名家が入れ替わったことがわかる。

城引き渡しの期日は、宝永3年の吉田城受け取りでは城受け取りの約1ヶ月前に決定した。正徳2年の吉田城引き渡しでは、牧野・松平両家で相談して、支障がない日を2、3日程上使へ事前に申請し、そのうえで上使が決定した日付を申し渡す、という形をとっていた。こうした申請方式は、天保7年の浜田城引き渡し、棚倉城受け取りでも同様である⁽¹⁷⁾。よって、この申請方式が時代的にどこまで遡及できるのか今後検討していく必要がある。なお、このように事前に期日を決定した要因としては、城受け取り・引き渡しの期日を事前に決めておかないと、全体のタイムスケジュール（両家家臣の行動予定など）が組めないため、まず期日を決めることが大前提になったのであろう。

上使の幕府での役職については、宝永3年、正徳2年の両ケースともに使番1名・書院

番1名の合計2名という構成である。この構成は天保7年の浜田城引き渡しと同じであることから⁽¹⁸⁾、通常の転封における上使のメンバー構成としては通例的な組み合わせであったことがわかる。また、天保7年の棚倉城受け取りの上使は使番1名・小姓組1名なので⁽¹⁹⁾、こうした組み合わせもあったことがわかる。上使のメンバー構成や人数についても今後、より多くの事例を検討していく必要がある。

上使2名の職責上の格差については、宝永3年、正徳2年の両ケースともに使番がメインで書院番がサブという関係であったように考えられる。例えば、宝永3年のケースでは、松平定盈が久世・牧野両家の家臣を呼び出したことや⁽²⁰⁾、正徳2年のケースでは、倉橋久富が受け取り方人数を城内に入れるように指図したこと⁽²¹⁾などから、上使2名のうち、使番が主導的役割を果たしたことが看取できる。このように使番がメインで書院番がサブという関係は、天保7年の浜田城引き渡し、棚倉城受け取りでも確認できる（ただし、棚倉城受け取りの場合は書院番ではなく小姓組である）⁽²²⁾。

上使の役割については、①城引き渡しの期日に関して指示を出す（正徳2年のケース）、②現地（吉田）に到着すると高札を渡して立てさせる（宝永3年、正徳2年のケース。正徳2年のケースでは上使の内見分終了後、はずして上使に返却された）、③城引き渡し・受け取りの前日に上使が城内所々の見分（内見分）をする（宝永3年、正徳2年のケース）、④城引き渡し・受け取りの当日に城内に入り、監督をおこなう（宝永3年、正徳2年のケース）、⑤城引き渡し・受け取り終了後、月番老中への注進状を宿継飛脚にて出す（宝永3年、正徳2年のケース）、などがわかる。こうした役割は、①の江戸での事前の指示のほか、②～⑤は幕府権力の現地での執行者としての役割であって、上使が城引き渡し・受け取りでの中心的役目を担っていたことを示している。①～⑤の上使の役割は、天保7年の浜田城引き渡し、棚倉城受け取りでも確認できるので（ただし、棚倉城受け取りの場合、④については史料的制約により詳細にはわからないが、実行された可能性は高い）、城引き渡し・受け取りにおける上使の役割は、宝永・正徳期から天保期まで変化していなかったことがわかる。

上使が現地（吉田）で立てさせた高札は、上使の連署で出された9ヶ条の「条々」であったが（宝永3年、正徳2年のケース）、この高札の条数、具体的文言ともに、天保7年の浜田城引き渡しにおいて上使が出した高札と同じなので、すでに宝永・正徳期においてパターン化されていたことがわかる。

このように、通常転封の際の城引き渡し・受け取りにおける基本型は、江戸時代中期の宝永・正徳期から江戸時代後期の天保期まで100年以上⁽²³⁾変化なく推移したと見なすことができるので⁽²⁴⁾、この点について時代的にどこまで遡及できるのかを今後検討し、いつ頃、城引き渡し・受け取りの先格（先例）が成立して、以後その先格が踏襲されるようになったのかを考察する必要があるだろう。

5. おわりに

転封に際しての大名居城の受け取り・引き渡しは、まさに“大名家のお引っ越し”であ

り、城そのものの引継ぎだけではなく、行政文書の引継ぎや家臣団の一斉転居も含めた一大イベントであった。また、家臣団は旧城主の家臣から城を受け取るために新城地に赴く者と、新城主の家臣に城を引き渡すために旧城に残った者に分かれて担当した。この大きなイベントには当然、準備作業が必要であり、事前に当事者の大名家の家臣同士が打ち合わせをおこなったほか、今後の転封の参考資料とするためにも城受け取り・引き渡しの具体的プロセスを記録したのであった。本稿で扱った牧野家の史料「吉田御請取覚書」、「吉田城引渡前後覚留之書抜」も、こうした記録であったことがわかる。

この“大名家のお引越”は城の受け取りと引き渡しという2つの作業が1セットになってはじめて完結するのであって、史料にも「城請取渡」⁽²⁵⁾と表記されていることは、そうした点を象徴的に示している。宝永3年の牧野家による吉田城受け取りのケースでは、牧野家が下総国関宿から三河国吉田へ転封となり、久世家が三河国吉田から下総国関宿へ転封となる、いわゆる交換転封の形であったため、吉田城受け取りと関宿城引き渡しは同日（宝永3年3月4日）におこなわれた⁽²⁶⁾。このように、交換転封の場合、両大名家の居城の受け取り・引き渡しを同日におこなう、ということは両大名家の同時の“お引越”であることを考えると当然の措置であったと言えよう。

城受け取り・引き渡しの実態という点では、上述のように、宝永3年の吉田城のケースでは、明け六つ時（午前6時頃）に開始され、五つ時（午前8時頃）には終了したので、約2時間程度で完了したことになる⁽²⁷⁾。この点は正徳2年の吉田城のケースも同様であり、こうした早朝におこなうタイムスケジュールが、すでに宝永～正徳期において通例化していたと考えられる。さらに、宝永3年のケースでは、上使は四つ時（午前10時頃）過ぎに、吉田を発駕して江戸に向ったので、城受け取り・引き渡し終了の約2時間後には吉田を発足したことになる。今後は、このようなタイムスケジュールの通例化がどの時代まで遡及できるのか、という点を検討していく必要がある。

そのほか、実態に関しては、①吉田城を受け取ったあとは、大手門・曲尺手口門・本町口門の3つの門に通行を制限した（宝永3年のケース）、②家臣の妻子は城受け取りの翌日（3月5日）以降に段々と吉田に到着した（宝永3年のケース）、③城受け取り後、吉田城の城門の破風瓦を柏の御紋（牧野家の家紋）に取り替えた（宝永3年のケース）、④城受け取り方である牧野家の御料理方が、受け取り前日の深夜に二の丸御台所へ来て準備し、城受け取り当日、城受け取り終了後に上使に対して御料理を出した（宝永3年のケース）、⑤城引き渡しにあたって、事前に「引渡普請」や諸門の畳替えをおこなった（正徳2年のケース）、⑥上使の内見分（11月1日）は、本丸→二の丸→三の丸というコースだった（正徳2年のケース）、⑦城引き渡しの前月に將軍が死去しても、城引き渡しの予定日に変更はなかったが、上使に料理を出すことは取り止めになった（正徳2年のケース）、⑧城引き渡し当日、上使と受け取り方人数（松平家家臣）は大手門より入城し、城引き渡方人数（牧野家家臣）は、大手門からではなく本町口御門から出た（正徳2年のケース）、⑨城引き渡し当日、先に入城した上使が、受け取り方人数（松平家家臣）が城に入ってもよい、という指図を出してはじめて受け取り方人数（松平家家臣）が入城した（正徳2年

のケース)、⑩引き渡しの終了(城を引き渡した牧野家家臣の人数が城内からすべて城下へ出たかどうか)は上使が確認し、残っていた牧野家の家老などへ退出を指示した(正徳2年のケース)、⑪城引き渡し終了後、牧野家より江戸屋敷へ、松平家より江戸屋敷へ、それぞれ注進状(城引き渡しが無事終了したことを記した内容であろう)を飛脚にて出し、上使は御状箱に入れた月番老中宛の注進状を宿継飛脚にて出した(正徳2年のケース)、⑫牧野家家臣は、城引き渡し終了後、城引き渡し当日に吉田を発足した(正徳2年のケース)、⑬上使以外に代官も城引き渡し当日に入城したケースがあった(正徳2年のケース)、などの諸点もわかり興味深い。

こうした諸点は他の事例と比較検討してその意味を考える必要があるが、特に以下のような指摘もできよう。①は転封間もない時期に警戒レベルをアップさせたという点で城門の運用との関連でも注意される。②は妻子がいると城受け取り作業の邪魔になるので、城受け取りの翌日以降に吉田に到着させるようにした、と考えられる。④については、上使への接待の時に料理以外に酒も出され、上使から牧野家の家老・番頭5名へ盃が下されたが、天保7年の棚倉城受け取りのケースでは、城受け取り終了後に上使に対して軽料理は旅宿で、酒は城内で出されているので、それぞれ出す場所を区別している点や、上使が盃を与えるのは家老に対してのみであった点は、宝永3年の吉田城受け取りのケースとは異なっている⁽²⁸⁾。⑧は上使と城受け取り方は大手門から入城し、城から去る立場の城引き渡し方は大手門以外の門から退城したことになるので、こうした入退城の仕方が通例化していたのかどうか検討する必要がある。⑨と⑩は上使の現場における具体的役割を知るうえで重要である。

さらに、城の備品として最も重要なのは、城米と城付武具であるが、城付武具については本稿で検討した史料からは具体的な城付武具の種類や数は出てこなかったものの、城米については5000俵近くが城米蔵に貯蔵されていたことがわかり、五千俵蔵と呼称されていた点とも符合する。このことなどは、当時(正徳期)、大名居城にどれくらいの城米があったのかを知る上で注意される点である⁽²⁹⁾。

今後の検討点としては、使番や書院番などがその在職中に、上使として何回くらい城受け取り・引き渡しに派遣されたのか⁽³⁰⁾、という問題のほか、本稿で扱った宝永～正徳期以前の時代における城受け取り・引き渡しの事例検討や、それ以外の時代においても幅広く事例検討をおこなってその実態を考察すべきであるが、この点については他日を期したい。

註

- (1) 拙稿「天保7年の石見国浜田城引き渡しについて」(『別府大学大学院紀要』8号、別府大学、2006年)、拙稿「天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて」(前掲『別府大学大学院紀要』8号)。
- (2) 吉田城の最新の研究成果は『吉田城シンポジウム報告 検証・吉田城』(豊橋市教育委員会、2006年)にまとめられている。この本は、2005年10月8日・9日に豊橋市公

会堂でおこなわれた「吉田城築城500年記念 吉田城シンポジウム」の内容をもとに構成されている。また、図録『豊橋市制施行100周年記念事業・築城500年記念展 吉田城と城下町』（豊橋市美術博物館、2005年）も参考になる。

- (3) 茨城県笠間稲荷神社蔵「吉田御請取覚書」（『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、355～383頁）。『豊橋市史』6巻（355頁）の「吉田御請取覚書」に関する解説では、「宝永2年（1705）10月、牧野氏が下総古河から三河吉田に所替になったときの吉田請取の覚書である」としているが、下総古河ではなく下総関宿が正しい。この解説によれば、表題に「五冊之内」とあるが、現存しているものは本史料のみである、としている。「吉田御請取覚書」についての他の4冊は、史料本文に出てくる「道中帳」（357、361頁）、「勤方別帳」（365頁）、「役割帳」（370頁）、「置付之品々別帳」（370頁）などであったと思われる。
- (4) 『寛政重修諸家譜』では、大久保忠義について御小姓組としている（『新訂寛政重修諸家譜』第12、続群書類従完成会、1965年、21頁）。
- (5) 久世重之は元禄10年（1697）に丹波国亀山から三河国吉田へ転封になったので、そのことを指している。
- (6) 小笠原長重は元禄10年に三河国吉田から武蔵国岩槻へ転封になった。
- (7) 「吉田御請取覚書」では、「同日」と記しているので文脈上からはこの「同日」は3月1日を指すことになるが、この日、上使が出した3ヶ条の「覚」は3月2日付になっているので、実際には3月2日が正しいと考えられる。
- (8) 3月2日の午後5時過ぎに高札を立て、翌3日早朝の午前4時前に撤去したとすると、掲示したのは3月2日の夕方から翌3日の早朝までということになり、実質的には3月2日の夜間にしか掲示を見ることができなかったことになる。よって、「吉田御請取覚書」には「三日之暁七ツ前」と記載されているが、この「暁」というのは誤記である可能性が高い。
- (9) 城米蔵一棟には1216俵程度が入っていたことになる。
- (10) 茨城県笠間稲荷神社蔵「吉田城引渡前後覚留之書抜」（前掲『豊橋市史』6巻、384～407頁）。この史料は城引き渡し方の牧野家の史料であるため、牧野家による城引き渡し以後、上使がいつ吉田を発足して、いつ江戸に帰ったのか、については記載されていない。
- (11) この15ヶ条のうち13ヶ条が、天保7年の浜田城引き渡しの際に上使から出された質問・請求項目と同じである（表2参照）。天保7年の浜田城引き渡しの際に上使から出された質問・請求項目は36ヶ条あるので、時代の経過とともに上使から出される質問・請求項目は条数が増加して詳細になったことがわかる。
- (12) この9ヶ条のうち7ヶ条が、天保7年の浜田城引き渡しの際に上使から出された「城絵図之覚」（8ヶ条）と同じである。
- (13) 本丸には、三階櫓として、鉄櫓、千貫櫓、辰巳櫓の3つが存在した。
- (14) 吉田城本丸御殿は宝永4年の大地震で損壊した（『豊橋市史』2巻、豊橋市、1975年、

198頁）。

- (15) 前掲・拙稿「天保7年の石見国浜田城引き渡しについて」、前掲・拙稿「天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて」。
- (16) 上述のように、上使が吉田に到着後に渡した高札は、宝永3年の吉田城受け取りでは久世家の手で立てられ、正徳2年の吉田城引き渡しでは牧野家の手で立てられた。このように、城引き渡し・受け取り前に高札を立てたのはいずれも旧城主の大家家であり、旧城主の大家家が依然として実効支配をしていたことがわかる。
- (17) 前掲註(15)に同じ。
- (18) 前掲・拙稿「天保7年の石見国浜田城引き渡しについて」。
- (19) 前掲・拙稿「天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて」。
- (20) 前掲『豊橋市史』6巻、363頁。
- (21) 前掲『豊橋市史』6巻、399頁。
- (22) 前掲註(15)に同じ。
- (23) 天保7年（浜田城、棚倉城のケース）は宝永3年（吉田城のケース）から見て130年後にあたり、正徳2年（吉田城のケース）から見て124年後にあたる。
- (24) 上述のように、宝永3年の吉田城受け取りでは、受け取り方家臣による城受け取り以前の内見分を先例がないことを理由に城引き渡し方が拒否している。しかし、天保7年の浜田城引き渡し、棚倉城受け取りのケースでは、城引き渡し・受け取りの前日に受け取り方家臣が内見分をすることを拒否してはいない。よって、宝永3年から130年後の天保7年までの間に、内見分に関する先格（先例）ができたものと思われるので、この先格がいつ頃成立したのか検討する必要がある。
- (25) 前掲『豊橋市史』6巻、396頁。
- (26) 吉田城受け取りが宝永3年3月4日であったことは本稿での検討により明らかであり、関宿城引き渡しが同日であったことは、千葉県奥原謹爾氏蔵「関藩年譜 上」（前掲『豊橋市史』6巻、355頁）の記載による。この関宿城引き渡しの時の上使は使番溝口勝興と書院番三宅康敬であった（『新訂寛政重修諸家譜』第3、続群書類従完成会、1964年、138頁。『新訂寛政重修諸家譜』第16、続群書類従完成会、1965年、16頁）。この上使について、前掲「関藩年譜 上」では「御引渡御目付」と表記しているが、上使の性格について正確にあらわした表記と言えよう。
- (27) 城受け取り・引き渡しが短時間で終了した背景には、上述のように、前日に両家の家臣の間で諸帳面（行政文書）の内渡し（内受け取り）をすでにおこなっていたことが関係すると思われる。つまり、城受け取り・引き渡し当日に事務関係書類の引継ぎをおこなうと煩瑣になるため、それを前日に済ませていたことが城受け取り・引き渡しの時間の短縮化につながったと考えられる。
- (28) 前掲・拙稿「天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて」。
- (29) ちなみに、元禄14年（1701）の赤穂城引き渡しでは、赤穂城二の丸に保管されていた1214石4斗（4斗俵にして3036俵）の蔵米（城米）が引き渡されたので（谷口眞子『赤

穂浪士の実像』、吉川弘文館、2006年、47頁)、約3000俵が赤穂城内にあったことがわかる。

- (30) 例えば、宝永3年の吉田城受け取りの上使であった大久保忠義はのちに使番になり、正徳元年(1711)の下野国宇都宮城引き渡しの上使を勤めている(『新訂寛政重修諸家譜』第12、続群書類従完成会、1965年、21頁)。正徳2年の吉田城引き渡しの上使であった倉橋久富は使番としてのちに信濃国飯山城、志摩国鳥羽城の引き渡しの上使を勤めている(前掲『新訂寛政重修諸家譜』第16、181頁)。また、宝永3年の関宿城引き渡しの上使であった溝口勝興は、それ以前に使番として元禄6年(1693)の下総国古河城、元禄11年(1698)の備後国福山城のほか、越後国村上城の城引き渡しの上使を勤めている(前掲『新訂寛政重修諸家譜』第3、137~138頁)。このように使番の在職中に複数回城引き渡しの上使として現地に派遣された例があるので、使番という役職にとって城引き渡しの際の現地派遣は重要な任務であったことがわかる。